

有限会社コスモス書面揭示事項

▼保険薬局としての指定

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて調剤を行う「保険薬局」です。

「保険薬局」とは、薬剤師が健康保険を使って調剤を行うほか、一般薬の販売も行っている薬局です(一般薬には健康保険は適用されません)。

調剤報酬点数表について

点数表の内容については以下をご確認ください。

調剤報酬点数表（2025年4月）を添付

時間帯や休日加算等についてのご案内 詳しい開局時間はホームページ該当箇所参照

▼営業時間外の時間外調剤料について 時間外加算 閉店～22時 6時～8時半 深夜加算 22時～6時 休日加算 日曜・祝日・（一部木曜）・年末年始 また当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。緊急を要する場合は各店舗固定電話へお電話をお願いします。営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承ください。

・時間外加算：基礎額の100％ ・休日加算：基礎額の140％ ・深夜加算：基礎額の200％

服薬管理指導料について

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照し、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。

調剤基本料・薬剤服用歴管理指導料算定について

当薬局では調剤基本料1（45点）を算定しております。（南が丘店のみ調剤基本料2）

よって、お薬手帳を持参された方（原則過去3ヶ月以内に処方せんを持参した患者様に限る）には、服薬管理指導料が45点となります。過去3ヶ月以内に処方せんを持参のなかった患者様及び、初めて来局される患者様、手帳を持参していない患者様は 服薬管理指導料が 59点となりますので、ご了承ください。

「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予め申し出ください。

後発医薬品調剤体制加算について

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付1回につき算定しております。先発医薬品を希望される患者様は、スタッフへお申し出ください。※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。また、在庫の関係上お時間がかかる場合があります。

長期収載品の保険給付について（選定療養費）

当薬局では医療上の必要があると認められない後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品のみ）を患者様が希望される場合には特別な料金（選定療養費）をお支払いいただきます。具体的には先発医薬品と後発医薬品との差額の1/4相当と消費税を支払いただきます。※先発医薬品の調剤を医療上必要があると認められる場合又は、供給不足により後発品の在庫がない場合には特別な料金は発生いたしません

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する揭示義務等

< 薬剤の容器代 >

処方内容通りに調剤で使用する場合を除き（患者様の希望による小分けなど）以下の容器代を頂いております。

容器代 容量により30円～130円

< 調剤した医薬品の配送費 > 患者さまの都合・希望に基づく医薬品の配送費は実費を請求させていただきます。

< レジ袋 > 1枚 5円

< 各種証明書料 > 患者さまのご希望で、証明書の発行を承る際に証明書料をいただく場合があります。

< 患者さま希望による服薬カレンダー >

患者様のご希望で、飲み忘れ、飲み間違いを防ぐための「お薬カレンダー」の料金は実費を請求させていただきます。

在宅患者訪問薬剤管理指導料

当薬局では、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定しています。

在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療保険対象者）

1. 単一建物診療患者様が1人の場合 650点
2. 単一建物診療患者様が2～9人の場合 320点
3. 1及び2以外の場合 290点 居宅療養管理指導料（介護保険対象者） ・同一建物居住者以外の方 518 単位／回 ・同一建物居住者の方 379 単位／回（2～9人） 342 単位／回（10人以上）

地域支援体制加算について

当薬局では以下の基準を満たし、地域支援体制加算を算定しております。

地域支援体制加算 1（32点）本店、なぎさ店、つおき店、津城山店、おかげ薬局、上地店、みその店、みくも店に限る

地域支援体制加算 3（10点）南ヶ丘店に限る

- ・ 1200品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制・保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅患者様に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上）
- ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・掲示等
- ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・ 管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍）
- ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
- ・ 患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・ 要指導医薬品・一般用医薬品（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
- ・ 健康相談の取り組み
- ・ 敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

連携強化加算について

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（対外診断用医薬品）を販売しております。・新型コロナウイルス等感染症の発生時における体制の整備について ①感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む） ②個人防備具を備蓄 ③要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型コロナウイルス等感染症の発生がないときから整備 ・災害の発生時における体制の整備について ①災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む） ②自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医療品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制 ③地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料について

（長岡店、丸の内店、高岡店を除く）

当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。

- ・ 保険薬剤師の経験3年以上
- ・ 週32時間以上の勤務
- ・ 当薬局1年以上在籍
- ・ 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。

医療DX推進体制整備加算について

当薬局では下記事項を行っているため、医療DX推進体制整備加算を算定しています。

医療DX推進体制整備加算：マイナ保険証の利用実績が基準値以上

- ・ オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。

- ・ マイナ保険証カードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- ・ 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。

無菌製剤処理加算について（本店、つおき店、みくも店、おかげ薬局に限る）

当薬局は、2人以上の薬剤師（1名以上が常勤の保険薬剤師）が勤務し、クリーンベンチを備えております。注射等の無菌的な調剤を行う際に算定いたします。

在宅薬学総合体制加算について

（大門店、丸の内店、高岡店、こうせい店、一之木店、神田久志本店を除く）

当薬局は、在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者様の体調急変に対応できる体制を整えております。在宅患者様には、規定の調剤報酬点数表に従い処方箋1回につき算定しております。

当薬局は、麻薬小売業者の免許及び高度管理医療機器等販売業の許可を受けております。医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者様に対して、注射ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

医療情報取得加算について

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

個人情報保護に関する基本方針について

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、質の高いサービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。個人情報の適正な取扱いを保証するため、以下の措置を講じます。

- ・ 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- ・ 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- ・ 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。

- ・ 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- ・ 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。
- ・ ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは 除きます。
- ・ 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- ・ 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合適切かつ迅速に対応します。

- ・ 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- ・ 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- ・ 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- ・ その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

個人情報の取り扱いについて

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を厳重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- ・ 当薬局における調剤サービスの提供
- ・ 医療保険事務、会計、調剤事故等の報告、当該患者の医療サービスの向上
- ・ 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- ・ 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・ 病院、診療所などからの照会への回答
- ・ 家族などへの薬に関する説明
- ・ 審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または
- ・ 保険者からの照会への回答など
- ・ 審査支払機関または保険者への照会
- ・ 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など

- ・ 当薬局内で行う薬剤師、管理栄養士、医療（調剤）事務等の教育・研修
- ・ 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当薬局内で行う症例研究
- ・ 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- ・ 外部監査機関への情報提供
- ・ 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ・ ご利用者から同意をいただいたとき
- ・ 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

有限会社コスモス店舗一覧

1) コスモス薬局本店、2) コスモス薬局長岡店、3) コスモス薬局なぎさ店、4) コスモス薬局フェニックス大門口、5) コスモス薬局南が丘店、6) コスモス薬局丸の内店、7) コスモス薬局つおき店、8) コスモス薬局津城山店、9) おかげ薬局伊勢病院前店、10) コスモス薬局上地店、11) コスモス薬局こうせい店、12) コスモス薬局一之木店、13) コスモス薬局神田久志本店、14) コスモス薬局みその店、15) コスモス薬局みくも店、16) コスモス薬局高岡店 以上16店舗

調剤報酬点数表（令和7年4月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和7年3月12日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1) 受給率50%以下などは▲50%で算定 注2) 異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局 処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集中率70%超 ロ) 月2,000回超 & 集中率85%超 ハ) 月1,800回超 & 集中率95%超 ニ) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	45点
② 調剤基本料 2	○		29点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 & 集中率95%超 ・月4万回超～40万回以下 & 集中率85%超 ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ) ・月40万回超（または 300店舗以上） & 集中率85%超 ・月40万回超（または 300店舗以上） & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ) ・月40万回超（または 300店舗以上） & 集中率85%以下	イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	—	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等） "（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降） 1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点 5点
地域支援体制加算 1		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須1 + 選択2以上	32点
地域支援体制加算 2	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	40点
地域支援体制加算 3		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須2 + 選択1以上	10点
地域支援体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	32点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算 1、2、3	○	後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算1：21点、2：28点、3：30点
後発医薬品減算	—	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1		在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	15点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算 1 の算定要件、①医療用麻薬（注射薬含）の備蓄 & 無菌製剤処理体制 または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算 1	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナポ相談ほか、月1回まで	10点
医療DX推進体制整備加算 2		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、マイナポ相談ほか、月1回まで	8点
医療DX推進体制整備加算 3		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上 ほか、月1回まで	6点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8～27日分 190点 + 10点/1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む） 麻薬を含む2以上の注射薬を混合（"）または 原液を無菌的に充填	69点（6歳未満 137点） 79点（6歳未満 147点） 69点（6歳未満 137点）
中心静脈栄養法用輸液			
抗悪性腫瘍剤			
麻薬			
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	90点 45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	90点 75点 45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	35点 45点 80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額 = 調剤基本料（加算含） + 薬剤調製料 + 無菌製剤処理加算 + 調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8～14日分 28点 15～28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外			4点
重複投薬・相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算	－	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降（処方変更・追加） 3点
医療情報取得加算	－	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）		3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）	－	3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
	－	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包装支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	－	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績ありまたは それ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで） 保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて）	650点
② 単一建物患者 2～9人			320点
③ 単一建物患者 10人以上			290点
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料			59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで） 主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点 200点 59点
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変			
② ①・③以外			
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料			
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算			100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1) 縦覧照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の通減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人		379単位
③ 単一建物居住者 10人以上		342単位
④ 情報通信機器を用いた服薬指導		46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%